

## 報告事項（１） 船橋市地域防災計画の一部修正（予定）について

地域防災計画の修正について、庁内や各機関に調整を継続しており、平成26年10月を目途に防災会議を開催し修正版（案）の審議を戴く予定としております。なお、主な修正を予定する項目は、以下のとおりとなります。

### 【主な修正予定項目】

#### ①風水害時における職員配備及び活動体制

風水害時における各課の職員配備体制基準を明確にし、大雨時における浸水被害の報告の多い箇所及び土砂災害の危険箇所等の監視活動の体制を構築する。また、避難勧告・避難指示の発令基準を定め、近年の被害状況をふまえて各班の活動体制を決定する。

#### ②災害時における職員の受援体制

災害時における協定等に基づき、本市に派遣される他の地方自治体の職員及び民間団体の職員に対する受入れのための体制や担当班等を明確にする。

#### ③帰宅困難者対策

船橋駅・西船橋駅周辺における帰宅困難者等について、各関係機関連携して対応できるよう、市災害対策本部及び各関係機関（鉄道事業者、大規模集客施設、帰宅困難者支援施設、警察署、その他の協議会構成機関等）の役割を明確にする。また、一般の事業所等に対する従業員等の一斉帰宅行動を抑制するため、施設内の安全な場所で一時的に待機を行うよう協力を呼び掛ける。

#### ④災害対策基本法の改正

- ・指定緊急避難場所に関すること

津波や水害等の際に、その災害の種類ごとに緊急に逃れるための避難場所を指定し、住民等に周知を行う。災害想定区域内にある避難場所であることを住民等が認識できるよう看板等の整備ならびに市ホームページ等による周知を行う。

- ・屋内での待避等の安全確保措置に関すること

河川の氾濫や津波等で、避難場所へ移動することによりかえって危険が生じることがあるため、従来の「避難のための立退き」に加え、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まるなど、国の指針等に示される新たな避難行動を地域防災計画に位置付け、今後市民等への周知を図る。

- ・災害時要援護者（要配慮者）に関すること（名簿の作成・手順等）

高齢者や障害者等の「災害時要援護者」（平成25年6月の災害対策基本法の改正により「要配慮者」に名称変更）を災害から保護するため、災害時要援護者台帳及び安心登録カード登録者名簿（避難行動要支援者名簿）の運用等について、法改正の趣旨を踏まえて、改めて定義付けを行う。